

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

少子高齢・人口減少社会の進行により地域力が脆弱になる一方で、地域での生活・福祉課題は多様化、複雑化して、支援を必要とする人が増えています。

このような中、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるようにするためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる『地域共生社会』の実現が求められています。

これまでの稚内市地域福祉計画で掲げてきた基本理念「みんなの笑顔が かがやくまち “わっかない”」を引き継ぎながら、地域共生社会を実現するため、一人ひとりができることに取り組んで、互いに支え合い、そこに感謝の気持ちを持つことで、誰もが幸せを感じることができるまちづくりを進めていくという考えから、この計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

～ 地域共生社会をめざして ～

一人ひとりが参加して 一人ひとりが支え合う
笑顔と感謝 あふれるまち

2. 計画の基本的姿勢

基本理念を実現するため、本計画では、3つの基本的姿勢を設定し、この基本的姿勢をもって地域福祉の施策を推進します。

つながる

地域住民同士のつながりはもちろんのこと、関係機関や社会福祉協議会、行政等、稚内市の誰もが関わり合いつながることで地域力を高めます。また、福祉以外の分野とつながることで、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時につなげられるような視点で、これからの福祉に取り組みます。

みつける

地域の中で困りごとを抱えている人を見つけたり、一人ひとりが地域福祉に対してできることを見つけたり、関心をもつことで稚内市の地域福祉の新たな発見をします。また、地域に不足するサービスや新たな需要を見つけ、障がいのある人や高齢者などの就労や活躍の場の確保につなげていきます。

つなげる

地域の中で困りごとを抱えている人を見つけたら相談機関へつなげたり、福祉に関心を持ちボランティアをしたい人などがいたら活動ができるよう関係機関につなげたりすることで、稚内市の福祉の輪を広げます。

■ 「自助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢で介護を必要とする人、認知症で見守りが必要な人、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人、ひとり暮らしで話し相手がない人など、様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。そして、性別や家族構成などによっても、その悩みや課題は様々で、公的なサービスだけで適切な対応を行っていく事は困難な状況になっています。

このような様々な生活課題に対し、できる限り自分自身や家族で解決することを「自助」といいます。そして、それだけでは解決できない場合に、隣近所の手助けや支え合いで対応することを「共助」、さらに「自助」「共助」でも解決できない課題に対して行政等が行う公的な福祉サービスで解決することを「公助」といいます。

本計画で進めようとする地域福祉とは、一人ひとりの“普段の暮らしの幸せ”を実現するために、こうした「自助」「共助」「公助」の視点から地域の生活課題の解決を図り、さらには「自助」と「公助」のすきまや「共助」と「公助」のすきまをつなげながら、支え合い・助け合うことができる地域づくりを進めるものです。

■ 男女共同参画で進める地域福祉

本市では、女性も男性も互いにその人権を尊重し、社会のあらゆる活動に性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。地域福祉を推進するにあたって、この方針に則り男女共同参画の視点に立った地域社会の形成を進めます。

3. 計画の基本目標

これまで行ってきた取組の総括、市民アンケートや民生委員・児童委員アンケートの調査の結果、市内6地区で行ったワークショップ、関係者との意見交換等により導き出された課題を分析して、本計画の基本理念の実現に向け、次のとおり6つの基本目標を掲げます。

【基本目標1】地域や福祉を「我が事」に変える意識づくりを進めます

福祉は特別な人のものではなく、本市の全ての住民の『「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ』です。

地域福祉を推進していくためには、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が「他人事」ではなく「我が事」と捉え、一丸となって解決できるよう、地域の支え合いに向けた意識づくりを進めます。

また、子どもの頃から福祉や人権について学ぶ機会を増やし、知らないことから生じる差別や偏見を取り除きます。

【基本目標2】地域や福祉に関わるための多様な交流を促進するとともに活動の拠点や場をつくります

地域での交流やつながりを深め、支え合いや助け合いを活発にしていくため、身近な地域で、誰もが気軽に集まり、交流できる居場所づくりを促進します。また、地域福祉活動を展開するため必要となる、拠点づくりへの支援に取り組みます。

地域の生活課題解決に向けて、社会福祉法人の連携による地域貢献や、福祉分野以外との連携による取組を進めます。

【基本目標3】地域や福祉の担い手を育て、地域福祉活動を促進します

現在活動している地域や福祉の担い手・リーダーの活動を支援するとともに、支援する側と支援される側という画一的な考え方から脱却し、地域や福祉の活動を、各々の人がそれぞれできることに取り組むという考え方に立ち、多様な人材を発掘し、新たな担い手を育てていきます。また、仕事などで忙しい若い世代でも少しずつ参加できるような地域福祉活動を促進していきます。

【基本目標4】適切な支援につなぐ仕組みをつくります

市民のライフスタイルが多様化する中、個々に抱える生活課題や求めるサービス・制度も多様化しています。

市民の誰もが、地域の中で健やかに生活できるよう、本市が策定する各種個別計画による福祉サービスの充実や質の向上を図るとともに、福祉サービス等に関する情報提供の充実を図ります。

制度の狭間や複合的な課題などに対応できるよう、各分野の相談窓口や相談支援機関での他分野との連携・協働に向けたネットワークを強化するとともに、分野を超えた総合的で包括的な相談支援体制の構築をめざします。

また、身近な地域において民生委員・児童委員をはじめ、市民が主体の多様な見守り活動を促進し、支援が必要な人や潜在化する様々な課題の早期発見と、適切な専門機関等へつなげる仕組みをつくりまします。

【基本目標5】安全で安心して暮らせる環境をつくりまします

少子高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの夫婦世帯などが増える中、多くの市民が、自身や家族が高齢になってからの生活についての悩みや不安を抱えており、公共施設や交通施設のバリアフリー化はもちろんのこと、誰もが生活しやすい環境整備を進める必要があります。

また、近年、多発している自然災害等に備え、緊急時や災害時に支援が必要な人への支援体制を地域との協働でつくとともに、生活の安全・安心を確保するための防犯対策などにも取り組まします。

【基本目標6】誰も自殺（自死）に追い込まれることのない地域社会をつくりまします

多くの人は、自分は自殺（自死）と関係ないと考えがちですが、実際には誰もが、自分や家族、友人など周りの人が当事者になる可能性があります。市民一人ひとりが、自殺（自死）は誰にでも起こりうる身近な問題であると考えられるような意識づくりを進める必要があります。

また、自殺（自死）は、病気の悩み等の健康問題のほか、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、介護・看病疲れ等の家庭問題等、様々な要因が複雑に関係しています。自殺（自死）は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みにより心理的に危機的な状況まで「追い込まれた末の死」であることを周知する必要があります。

世界保健機構（WHO）は、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺（自死）は社会の努力で避けることが出来る死であると言われていいます。「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす双方の取組を通じ、「誰も自殺（自死）に追い込まれることのない地域社会」の実現をめざします。

< 各基本目標の「取組の主体」 >

市民	家族・家庭を中心とした、地域で生活するすべての人
地域	町内会、老人クラブなどの地域単位で活動する組織・団体や、民生委員・児童委員、福祉委員、地域の商店、民間企業など
福祉関係者	福祉サービスを提供する事業者やボランティア団体、NPO、グループ・サークルなど福祉に関わる人や団体。
社協	稚内市社会福祉協議会
市	稚内市

4. 計画における福祉圏域の考え方

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりや地域コミュニティ、さらには事業者や行政が、それぞれの立場で役割を果たしていく必要があります。

この計画では、家族・親族や隣近所同士などのごく身近で小さな範囲から、稚内市全体を網羅する大きな圏域まで、以下の図のとおり4つの階層に分けて考えることとし、各階層に応じた役割や機能をそれぞれが果たしていくと同時に、各階層間で必要な情報共有や連携を図っていくことで、計画の基本理念で掲げる「地域共生社会」の実現をめざします。

